

高石市教育委員会定例会会議録

(令和元年 7 月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和元年 7 月 17 日午後 3 時 00 分
閉 会	令和元年 7 月 17 日午後 3 時 30 分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 : 神 志 那 隆 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 社 会 教 育 課 長 : 佐 藤 信 雄 社 会 教 育 課 参 事 兼 公 民 館 長 : 射 手 矢 浩 幸 社 会 教 育 課 長 代 理 兼 青 少 年 対 策 室 長 兼 た か い し 市 民 文 化 会 館 長 : 道 井 里 沙 学 校 教 育 課 長 : 松 田 訓 一 学 校 教 育 課 参 事 : 山 崎 陽 子 学 校 教 育 課 長 代 理 兼 人 権 推 進 室 長 : 菅 原 庸 晴 教 育 セ ン タ ー 所 長 : 杉 原 敦 史 こ だ も 家 庭 課 長 : 家 村 美 雪 子 育 て 支 援 課 長 : 小 林 弘 典 教 育 総 務 課 長 代 理 : 石 橋 祐 之 教 育 総 務 課 主 事 : 西 村 勇 亮

議題及び議事の要旨及び議決事項

・ 議案第 1 号 令和 2 年度使用高石市立中学校教科用図書採択について

学校教育課長	<p>これは、令和2年度に高石市の中学生が使用いたします教科書についてご採択をいただきたく、教育委員会の議決を求めるものである。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号並びに教科書の発行に関する臨時措置法第7条第1項に基づき、令和2年度使用高石市立中学校教科用図書採択を行う必要がある。令和2年度使用教科用図書については、中学校、特別の教科道徳の教科用図書は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第1項により、昨年度と同一の教科書を採択しなければならないこととなっている。</p> <p>また、大阪府教育委員会は、大阪府教科用図書選定審議会の答申に基づき令和2年度使用教科用図書採択事務について、基本事項を定めている。その基本事項の中で、中学校使用教科用図書については、中学校及び義務教育学校においては文部科学省の検定において新たに合格した図書がなかったことから特別の教科道徳及び附則第9条の規定による一般図書を除き、令和2年度使用教科用図書採択は次のとおりとする。令和2年度使用教科用図書について再度調査・研究を行う場合の採択について</p>
--------	--

	<p>4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度の調査研究の内容等を活用することができることとなっている。そのため、平成28年度より各中学校で使用している教科用図書に関して、不都合が生じている等の報告がないため、これまで4年間使用してきている教科用図書を採択することがふさわしいと考えている。</p> <p>そこで、お配りしている資料、令和元年度使用中学校教科用図書一覧の表に記載されている教科用図書を採択することについてご承認いただきたく提案申し上げます。</p> <p>なお、令和2年度小学校で使用する教科用図書については、8月定例会にて採択いただく予定となっているので、今回の一覧表には掲載していない。</p>
西中委員	4年間使用した教科用図書に問題なければ継続して使用していくということか。
学校教育課長	その通りである。この4年間の使用で不都合の報告がない上がっており、令和2年度についても本年度と同様の教科用図書を使用する。
西中委員	不都合の有無について、調査を行ったのか。
学校教育課長	毎年度3回に渡り、教育課程にかかるヒアリングを実施している。
採決	可決。

・報告第1号 高石市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

学校教育課長	高石市いじめ防止対策推進委員会条例第3条第2項に基づき、適切にいじめ問題に対処する公平性、中立性を確保するといった観点で、専門的な知識及び経験を有する方を委員にするということで、4ページの名簿のとおり5名の方にいじめ防止対策推進委員会委員の委嘱を日程の都合上、高石市教育委員会通則第2条第3項に基づき、教育長専決で承認されたことを報告申し上げます。5名で全ての委員が再任となっている。委嘱日は令和元年7月1日、任期については委嘱された日から1年間で、令和2年6月30日までとなっている。
西中委員	重大事態についての調査を目的としており、重大事態以外の場合はどういった取り組みをしているのか。
学校教育課長	年2回開催される高石市いじめ防止対策推進委員会においても本市のいじめの状況やいじめ対策の状況を国や府の情勢や委員の専門性を併せて本市に意見をいただいている。
西中委員	いじめ対策の協議会のメンバーに入っているのか。
学校教育課長	協議会委員と推進委員を兼ねることは可能である。
吉村委員	高石市いじめ防止対策推進委員会での意見は教員へフィードバックはされているのか。
学校教育課長	校長会、教頭会においてフィードバックしている。教員に対してもいじめ不登校対策委員会においてフィードバックしている。
木寄教育長	承認する。

・報告第2号 教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価委員の委嘱について

教育総務課長	<p>高石市教育委員会通則第3条第2項に基づき6ページのとおり報告するものである。</p> <p>委嘱日は、令和元年年7月9日、任期は委嘱日から2年で、令和3年7月8日までである。</p>
--------	--

西中委員	梨木氏は教育委員会事務に精通しているのか。
教育総務課長	大学教員の前は高校の教員を経験があり、本業務に関して羽衣国際大学の推薦もある。
木寄教育長	承認する。

・報告第3号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	後援承認したものについて説明。
木寄教育長	承認する。

・報告第4号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	令和元年6月12日から令和元年7月16日までの行事について説明。
木寄教育長	承認する。

・翌月度の主要行事について

各課長	令和元年7月17日から令和元年8月6日までの行事について説明。
木寄教育長	承認する。これで閉会とする。

・その他教育長が必要と認めた事項

西中委員	夏季休業中の教員の勤務について、働き方改革の視点から説明いただきたい。
教育部長	昨年度が実施していることであるが、8月14、15日は閉庁日として、可能な限り勤務を避け、夏季休暇もしくは年休を取得するよう促している。今後は本取り組みが軌道に乗れば、2日を3日へと伸ばすという方向性である。